

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

診療報酬の単価が改定されたこと等に伴い、条例により規則で定めることとされている使用料の額を見直す。

2 規則の概要

(1) 規則で定めることとされている入所等についての総合療育センターの利用に係る使用料の額を次のとおり改める。

ア 使用料の引き下げ

項目		単位	使用料の額	
			改正後	現行
予防接種	おたふく風邪	1回	5,420円	5,430円
	風疹		5,210円	5,220円

イ 使用料の引き上げ

項目		単位	使用料の額	
			改正後	現行
虫歯予防フッ素塗布		1回	1,220円	1,210円
クリーニング代	子供用衣類	色物以外のもの1枚	30円	20円

ウ 使用料の新設

項目		単位	使用料の額
歯ブラシ(スポンジ)		1本	30円

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

理学療法士等修学資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

理学療法士等の養成施設に在学する者で、将来県内において理学療法士等の業務に従事しようとするものに対し貸し付ける資金(以下「修学資金」という。)の借受者が、養成施設を卒業後に大学院への進学をする場合に、修学資金の返還債務の履行を猶予できるよう所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 修学資金の返還債務の履行の猶予の要件に、養成施設を卒業後、大学院の修士課程等に進学し、在学していることを加える。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県内高校の卒業生等に限定していた鳥取県医師養成確保奨学金(以下「奨学金」という。)の貸付けを受けることができる者(以下「借受者」という。)の資格要件を緩和することにより、当該奨学金の借受者の確保を図り、もって将来県内で勤務する医師の確保を図る。

2 規則の概要

- (1) 奨学金の借受者の資格について、次のとおり緩和する。
 - ア 県内高校の卒業者等とする要件を外す。
 - イ 鳥取大学の地域枠入学者以外の者についても貸付けの対象とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県薬事法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 薬事法の一部が改正され、一般医薬品の販売に際し、リスクの程度に応じて関与する専門家として登録販売者が設けられた。
- (2) (1)により、知事が行う登録販売者として必要な資質を有することを確認するための試験(以下「登録販売者試験」という。)の実施に必要な事項を定めるほか、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 登録販売者試験の受験に係る願書の様式を定める。
- (2) 登録販売者試験の合格証明書等の交付について定める。
- (3) 県の行政組織の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

規則で引用している老人保健法等の法令の規定について、これらの法令の改正等に伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 拡声器使用の禁止区域を定める規定のうち老人保健法、老人福祉法又は医療法の規定を引用する部分について、所要の規定の整備を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。